動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤	牛 豚	１日量として体重１kg当たり１mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 １日量として体重１kg当たり２mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供するために搾乳する前36時間 食用に供するためにと殺する前４日間
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤	牛 （新設）	１日量として体重１kg当たり１mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 （新設）	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供するために搾乳する前36時間 （新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。